

令和4年度 公文書開示（9月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
1	R4. 7. 29	R4. 9. 1	・令和3年度入学者数中学校別合格者数 ・令和4年度入学者数中学校別合格者数	2	1													都立日比谷高等学校
2	R4. 7. 29	R4. 9. 1	・令和3年度入学者選抜（推薦・一次）中学校別合格者数 ・令和4年度入学者選抜（推薦・一次）中学校別合格者数	2	1													都立西高等学校
3	R4. 7. 29	R4. 9. 1	中学校別入学者数	1	1													都立国立高等学校
4	R4. 7. 29	R4. 9. 1	・令和3年度入学者選抜（推薦・一次）中学校別合格者数 ・令和4年度入学者選抜（推薦・一次）中学校別合格者数	4	1													都立戸山高等学校
5	R4. 7. 29	R4. 9. 1	令和4年度学校要覧（生徒出身中学校（入学時））	4	1													都立青山高等学校
6	R4. 7. 29	R4. 9. 1	令和4年度（2022年度）学校要覧（49頁：出身中学校一覧）	1	1													都立八王子東高等学校
7	R4. 7. 29	R4. 9. 1	令和4年度学校要覧中学校別入学者数	1	1													都立立川高等学校
8	R4. 8. 23	R4. 9. 2	幼児・児童・生徒指導要録等の電子化基準の策定について（通知）	1														教育庁総務部 教育政策課
9	R4. 7. 22	R4. 9. 5	・15教人職第2364号「公立小学校長会及び中学校長会の服務の取扱いについて」 ・15教人職第2508号「校長協会（校長会）等の服務の取扱いについて」 ・出張等の取扱い（令和3年10月改正版）	24	1													教育庁人事部 職員課
10	R4. 7. 22	R4. 9. 5	・令和4年3月29日付3教人職第3156号「長期休業日中における教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づく研修の事務取扱いについて（通知）」 ・平成26年3月27日付25教人職第3967号「長期休業日中における教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づく研修の事務取扱いについて（通知）」 ・平成26年3月27日付「長期休業日中の研修（Q&A）」	23	1													教育庁人事部 職員課
11	R4. 7. 28	R4. 9. 5	令和4年3月10日配布資料「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止について」	4	1													教育庁人事部 職員課
12	R4. 8. 24	R4. 9. 7	・令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・令和3年3月25日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校	4	1													教育庁都立学校教育部高等学校教育課
13	R4. 8. 25	R4. 9. 7	・安倍晋三元総理の葬儀等における半旗の掲揚について（総務局事務連絡） ・上記事務連絡の送付メール本文（総務局） ・安倍晋三元総理の葬儀等における半旗の掲揚について（教育庁内事務連絡） ・上記事務連絡の送付メール本文	4		1									1		公にすることにより業務に関係のないメールの受信・着信が生じるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁総務部 総務課
14	R4. 8. 25	R4. 9. 7	・安倍晋三元総理の葬儀等における半旗の掲揚について（総務局事務連絡） ・安倍晋三元総理の葬儀等における半旗の掲揚について（教育庁） ・FW：安倍晋三元総理の葬儀等における半旗の掲揚について	7		1									1		公にすることにより業務に関係のないメールの受信・着信が生じるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課

令和4年度 公文書開示（9月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
15	R4. 8. 25	R4. 9. 7	「都総務局総務課の“半旗”掲揚強制文書発出の理由」が分かる文書					1										当該文書は、取得又は作成しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
16	R4. 8. 28	R4. 9. 7	・安倍晋三元総理の葬儀等における半旗の掲揚について（総務局） ・上記事務連絡の送付メール本文（総務局） ・総務局からきた要請文を受けての検討文書	4	1									1				公にすることにより業務に関係のないメールの受信・着信が生じるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁総務部総務課
17	R4. 8. 28	R4. 9. 7	安倍晋三元総理の葬儀等における半旗の掲揚について東京都教育委員会が各区市町村教育委員会へ送付した要請文				1										本件について、各区市町村教育委員会へ要請していないため、存在しない。	教育庁総務部総務課	
18	R4. 8. 28	R4. 9. 7	・安倍晋三元総理の葬儀等における半旗の掲揚について（総務局事務連絡） ・安倍晋三元総理の葬儀等における半旗の掲揚について（教育庁） ・FW：安倍晋三元総理の葬儀等における半旗の掲揚について	7	1									1				公にすることにより業務に関係のないメールの受信・着信が生じるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
19	R4. 8. 28	R4. 9. 7	安倍晋三元総理の葬儀等における半旗の掲揚について、各都立学校の問合せ文書、半旗の掲揚についての各都立学校の実施報告書				1										当該文書を作成・取得していないため、存在しない。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
20	R4. 8. 25	R4. 9. 8	「オリンピック・パラリンピック教育」講演会実施要項	2	1				1									個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるこことなるものを含む。）	教育庁都立美原高等学校
21	R4. 8. 25	R4. 9. 8	令和4年度「東京マイ・タイムラインセミナー」実施校の募集について（通知） 一式	6	1									1				公にすることにより業務に関係のないメールが送信されるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部管理課
22	R4. 7. 15	R4. 9. 13	令和3年度都立学校再任用（教育職員）採用選考における「学校における面接」の面接要領	4	1									1				公にされることにより、選考に係る事務に関し、適正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁人事部選考課
23	R4. 7. 16	R4. 9. 14	・令和4年度中学校英語スピーチングテスト（ESAT-J）実施要項及び実施に係る資料の送付について（通知）【各通知】 ・【別添3】中学校英語スピーチングテスト（ESAT-J）に関するFAQ（中学校向け） ・【別添4】ESAT-J NEWS for teachers	14	1														教育庁指導部管理課
24	R4. 7. 16	R4. 9. 14	・令和4年度中学校英語スピーチングテスト（ESAT-J）実施要項 ・【別添1】東京都中学校英語スピーチングテスト事業 令和4年度中学校英語スピーチングテスト（ESAT-J）の実施についてのお知らせ ・【別添2】中学校英語スピーチングテスト（ESAT-J）Q&A	14	1									1				公にすることにより業務に関係のない電話をされるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部管理課
25	R4. 7. 16	R4. 9. 14	今度実施予定のESAT-Jに関して、7月7日から開始された申込に関わる各関係機関への通知を発出するに当たり実施事業者とのやり取りの一切の文書、図面及び電磁的記録				1										本件通知発出に関して、実施事業者とのやり取りは行っておらず、文書を作成していないため	教育庁指導部管理課	
26	R4. 7. 16	R4. 9. 14	・回答様式（●●）①～⑤	5	1														教育庁指導部管理課
27	R4. 7. 16	R4. 9. 14	●●が、英語スピーチングテストに関して公開質問を東京都教育庁に提出し、東京都教育庁が、●月●日に回答した件に関して、回答作成に当たり実施事業者とのやり取り（電話・電子メール）の一切の文書や図面及び電磁的記録					1									本件回答作成に関して、実施事業者とのやり取りは行っておらず、文書を作成していないため	教育庁指導部管理課	
28	R4. 7. 16	R4. 9. 14	・質問1、質問2及び質問3について ・「公開質問状」に対する回答案の提出について	12	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
29	R4. 7. 16	R4. 9. 14	●●が、英語スピーチングテストに関して公開質問を東京都教育庁に提出し、東京都教育庁が、●月●日に回答した件に関して、回答作成に当たり実施事業者とのやり取り（電話・電子メール）の一切の文書や図面及び電磁的記録					1									回答作成に当たり実施事業者とのやり取りは行っておらず、文書を作成していないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	

令和4年度 公文書開示（9月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
30	R4. 7. 16	R4. 9. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度「中学校英語スピーキングテスト」最終報告書 ・「令和4年度特別措置に関する案内書【都内公立中学校に在籍の方】」に関する事業者とのメール ・令和4年度特別措置に関する案内書【都内公立中学校に在籍の方】 ・「令和4年度特別措置に関する案内書【都内公立中学校に在籍していない方】に関する事業者とのメール ・令和4年度特別措置に関する案内書【都内公立中学校に在籍していない方】 	1		1				1	1		1	1					<p>【採点に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験問題の採点に係る情報が公にされることにより、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になる。 ・本試験はスピーキングに関するテストを既に実施している事業者のノウハウを活用しながら運営していくものであるため、これらの情報を公にすることは、特定の事業者の持つ試験の運営ノウハウの漏洩に繋がり、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれこととなるばかりでなく、徒に白日の下に晒されることになれば本試験の存在そのものを搖るがす事態になりかねない重大な危険性を孕んでいるため <p>【資材の搬送及び回収に関する情報・成果・課題・今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験運営の根幹に係る事項であるため、当該箇所を開示すると、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 <p>【事業者氏名・メールアドレス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため <p>【添付ファイルのパスワード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該情報は、公にすることにより、セキュリティ保護に重大な影響を及ぼし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため <p>【メール本文中の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当部署内部または関係部署・関係団体との間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 等 	教育庁指導部 管理課
31	R4. 7. 21	R4. 9. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費請求内訳書 ・出張復命書 ・旅行命令簿 ・内国旅費請求内訳書兼領収書 	80		1					1			1					<p>【旅費請求内訳書及び出張復命書の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第2号） <p>【協議会の発言内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示が前提となると、今後同種の協議会等があった際に、各参加者の率直な意見・回答が妨げられ、円滑な協議会等の遂行が困難となるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） <p>【職員の所管】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の所管が含まれており、開示が前提となると、今後、出張の際に率直な記載が妨げられ、学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 	都立新宿山吹 高等学校
32	R4. 7. 21	R4. 9. 16	・旅費請求書	19		1				1								<p>【旅費請求内訳書の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため 	都立日野台高 等学校	
33	R4. 7. 21	R4. 9. 16	●●高校●●副校長に係る出張記録の全て 期間：平成26年4月1日～令和4年7月21日 内容：宿泊を伴う出張及び日帰り出張において、日付、目的地（場所）、公務業務内容、出張に關係して発生した費用などが分かる記録全て						1								当該公文書は、保存年限を経過しているため、存在しない。	都立新宿山吹 高等学校		
34	R4. 7. 21	R4. 9. 16	・出張復命書 ・旅行命令簿	9	1														都立府中東高 等学校	
35	R4. 7. 21	R4. 9. 16	・旅費請求内訳書 ・内国旅費請求内訳書兼領収書	48		1												<p>【旅費請求内訳書及び旅行の経路に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため 	都立府中東高 等学校	

令和4年度 公文書開示（9月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
36	R4. 7. 21	R4. 9. 16	●●高校●●副校長に係る出張記録の全て 期間：平成26年4月1日～令和4年7月21日 内容：宿泊を伴う出張及び日帰り出張において、日付、目的地（場所）、公務業務内容、出張に関係して発生した費用などが分かる記録全て					1										平成28年度分の当該公文書は、保存年限を経過しているため、存在しない。	都立府中東高等学校
37	R4. 7. 21	R4. 9. 16	・旅費請求内訳書	19	1				1									【旅費請求内訳書及び旅行の経路に関する内容】 ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	都立西高等学校
38	R4. 7. 21	R4. 9. 16	・旅費請求内訳書	6	1				1									【旅費請求内訳書及び旅行の経路に関する内容】 ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	都立竹早高等学校
39	R4. 7. 21	R4. 9. 16	・旅費請求内訳書	19	1				1									【旅費請求内訳書及び旅行の経路に関する内容】 ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	東京都西部学校経営支援センター
40	R4. 7. 21	R4. 9. 16	・旅費請求内訳書	4	1				1									【旅費請求内訳書及び旅行の経路に関する内容】 ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	都立武蔵台学園
41	R4. 7. 22	R4. 9. 20	・令和3年度公立学校中堅教諭等資質向上研修I「課題別選択研修」教職員研修センターが実施する民間企業等の体験の申込みについて（依頼） ・令和4年度東京都公立学校中堅教諭等資質向上研修I「選択研修」における教職員研修センターが紹介する民間企業等の体験の申込みについて（依頼） ・令和4年度東京都公立学校中堅教諭等資質向上研修I「選択研修」における教職員研修センターが紹介する民間企業等の体験の二次募集の申込みについて（依頼） ・令和4年度東京都公立学校中堅教諭等資質向上研修I「選択研修」における教職員研修センターが紹介する民間企業等の体験先の決定について ・令和4年度東京都公立学校中堅教諭等資質向上研修I「選択研修」における教職員研修センターが紹介する民間企業等の体験先の決定について（通知）	14	1														東京都教職員研修センター
42	R4. 7. 22	R4. 9. 20	・令和3年度公立学校中堅教諭等資質向上研修I「課題別選択研修」教職員研修センターが実施する民間企業等における体験の中止等及び二次募集について ・令和4年度中堅教諭等資質向上研修I「選択研修」において東京都教職員研修センターが初会する民間企業等の研修プログラムの掲載について（通知） ・2022年度教員の民間企業研修研修プログラム（集合研修） ・教職員研修センターと自衛隊とのメールのやり取り（2021年4月28日・同年5月11日・2022年3月23日2件・同年6月16日） ・研修資料（令和4年度東京都公立学校中堅教諭等資質向上研修I「選択研修」）	52	1					1			1					【通知文のパスワード】 ・当該情報は、公にすることにより、セキュリティ保護に重大な影響を及ぼし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【自衛隊の個人アドレス、組織アドレス、電話番号、ファックス番号】 ・公にすることにより業務に関係のないメールの受信・着信が生じるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【指導主事の個人アドレス】 ・公にすることにより業務に関係のないメールが送信されるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） 【人物が映っている写真】 ・特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号）	東京都教職員研修センター
43	R4. 9. 9	R4. 9. 20	国会の閉会中審査で国葬儀についてのやり取りを受けて、安倍晋三元総理の国葬の際に半旗の掲揚や献花台の設置などについて検討した文書（2022年9月9日現在）					1									当該文書を作成していないため、存在しないため	教育庁総務部総務課	

令和4年度 公文書開示（9月決定分）

令和4年度 公文書開示（9月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例 7 条							非開示理由等	所管局部課等				
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
53	R4. 8. 13	R4. 9. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度東京都立板橋高等学校第73回卒業式実施要項 ・令和3年度東京都立板橋高等学校第73回卒業式役割分担 ・令和3年度東京都立板橋高等学校第73回卒業式会場図 ・令和3年度東京都立板橋高等学校第73回卒業式進行表 ・令和3年度東京都立板橋高等学校第73回卒業式式次第 ・令和3年度東京都立板橋高等学校第73回卒業式職務命令書 ・令和4年度東京都立板橋高等学校第76回入学式実施要項 ・令和4年度東京都立板橋高等学校第76回入学式役割分担 ・令和4年度東京都立板橋高等学校第76回入学式会場図 ・令和4年度東京都立板橋高等学校第76回入学式進行表 ・令和4年度東京都立板橋高等学校第76回入学式式次第 ・令和4年度東京都立板橋高等学校第76回入学式職務命令書 	29	1														都立板橋高等 学校
54	R4. 8. 13	R4. 9. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 東京都立板橋有徳高等学校全日制課程第13回卒業証書授与式 実施要項 ・令和3年度 東京都立板橋有徳高等学校全日制課程第13回卒業証書授与式 司会進行表 ・令和3年度 東京都立板橋有徳高等学校全日制課程第13回卒業証書授与式 式次第 ・令和3年度 東京都立板橋有徳高等学校全日制課程第13回卒業証書授与式 職務命令 ・令和4年度 東京都立板橋有徳高等学校全日制課程第16回入学式 実施要項 ・令和4年度 東京都立板橋有徳高等学校全日制課程第16回入学式 司会進行 表 ・令和4年度 東京都立板橋有徳高等学校全日制課程第16回入学式 式次第 ・令和4年度 東京都立板橋有徳高等学校全日制課程第16回入学式 職務命令 ・令和3年度 東京都立板橋有徳高等学校定時制課程第13回卒業証書授与式 実施要項 ・令和3年度 東京都立板橋有徳高等学校定時制課程第13回卒業証書授与式 司会進行表 ・令和3年度 東京都立板橋有徳高等学校定時制課程第13回卒業証書授与式 式次第 ・令和3年度 東京都立板橋有徳高等学校定時制課程第13回卒業証書授与式 職務命令 ・令和4年度 東京都立板橋有徳高等学校定時制課程第16回入学式 実施要項 ・令和4年度 東京都立板橋有徳高等学校定時制課程第16回入学式 司会進行 表 ・令和4年度 東京都立板橋有徳高等学校定時制課程第16回入学式 式次第 ・令和4年度 東京都立板橋有徳高等学校定時制課程第16回入学式 職務命令 	59	1														都立板橋有徳 高等学校
55	R4. 8. 13	R4. 9. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度卒業式 実施要項、式次第及び職務命令書の代表例 ・令和4年度入学式 実施要項、式次第及び職務命令書の代表例 	22	1													都立北園高等 学校	
56	R4. 8. 13	R4. 9. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・全日制課程卒業式実施要項 ・全日制課程卒業式式次第 ・全日制課程卒業式職務命令書 ・全日制課程入学式実施要項 ・全日制課程入学式式次第 ・全日制課程入学式職務命令書 ・定時制課程卒業式実施要項 ・定時制課程卒業式式次第 ・定時制課程卒業式職務命令書 ・定時制課程入学式実施要項 ・定時制課程入学式式次第 ・定時制課程入学式職務命令書 	51	1													都立北豊島工 業高等学校	

令和4年度 公文書開示（9月決定分）

令和4年度 公文書開示（9月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
60	R4. 8. 5	R4. 9. 28	令和3年度広報誌「とうきょうの教育」デザイン等作成委託（企画提案書のみの開示を希望）	32	1														教育庁総務部広報統計課
61	R4. 9. 26	R4. 9. 29	・安倍晋三元総理の葬儀等における半旗の掲揚について（総務局） ・安倍晋三元総理の葬儀等における半旗の掲揚について（教育庁） ・FW：安倍晋三元総理の葬儀等における半旗の掲揚について	7		1								1				公にすることにより業務に関係のないメールの受信・着信が生じるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
62	R4. 9. 26	R4. 9. 29	安倍晋三元総理の葬儀が行われた2022年7月12日に弔意を示すため、東京都内の小中学校に国旗の半旗掲揚を要請したことについて ・都教育委員会において教育上問題がなかったか、教育委員会において検討した内容が分かる一切の文書					1									該当する公文書を作成していないため、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
63	R4. 9. 26	R4. 9. 30	安倍晋三元総理の葬儀が行われた2022年7月12日に弔意を示すため、東京都内の小中学校に国旗の半旗掲揚を要請したことについて ・都内の小中学校へ送られた半旗掲揚の連絡文書、もしくは電子メール、通話記録。 ・9月27日に予定されている安倍元総理の国葬儀なる行事の日に小中学校で半旗掲揚を行うか、都教育委員会において検討した内容が分かる議事録などの一切の文書					1									・都内の区市町村立教育委員会及び区市町村立小中学校へ文書を送付していないため、存在しないため ・当該公文書は作成していないため、存在しないため	教育庁総務部総務課	
64	R4. 8. 1	R4. 9. 30	・令和4年度中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J) 説明会 次第、（2事業概要）（3 ESAT-Jの実施）（4結果の活用）（令和4年4月28日実施） ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J) 実施要項（案） ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J) 説明会 次第、（1東京都教育委員会挨拶）（2事業概要）（3 ESAT-Jの実施）（4確認事項）（5結果の活用）（令和4年5月20日、同月24日及び同月27日実施） ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J) 説明会【中学校対象】座席表（令和4年5月20日実施）	1	1														教育庁指導部管理課
65	R4. 8. 1	R4. 9. 30	東京都中学校英語スピーキングテスト事業令和4年度中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J) の実施及び説明会の開催について（依頼）【各開催通知】	1		1								1				職員個人のアドレスは、公にすることにより業務に関係のないメールが送信されるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部管理課

令和4年度 公文書開示（9月決定分）